

介護老人保健施設きなん苑療養情報公開実施要綱

(平成25年11月1日要綱第15号)

改正 平成28年4月1日要綱第5号

令和2年10月19日要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護老人保健施設きなん苑における療養情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 療養情報の提供は、医療・介護関係者の重要な責務である。療養情報を積極的に利用者に提供し、医療・介護関係者と利用者が療養情報を共有することによって、両者の良好な関係を築き、より質の高い、開かれた医療・介護を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養情報 医療・介護の提供の必要を判断し、又は医療・介護の提供を行うために、療養などを通じて得た利用者の状態やそれらに対する評価及び医療・介護の提供の経過に関する情報
- (2) 療養記録等 療養録、各種検査記録、検査成績表、看護・介護記録、リハビリ記録、相談員記録、ケアプラン、その他療養の過程での利用者の身体状況、病状等について作成、記録された書面、画像等
- (3) 要約書(サマリー) 療養記録等の主要な内容を簡略にまとめたもの
- (4) 療養記録等の開示 利用者など特定の者に対して、療養記録等を見せ(閲覧)、写しを交付(謄写)、又はこれらに代えて要約書を交付すること

(基本原則)

第4条 療養情報の提供については、この要綱により実施するものとする。

- 2 医師は、利用者に対して懇切に療養情報を説明提供するよう努めなければならない。
- 3 療養情報の提供は、口頭による説明、要約書(サマリー)の交付、療養記録等の開示等の具体的状況に即した適切な方法により行うものとする。

(代理人の対象者)

第5条 代理人(利用者本人以外)の対象者は次のとおりとする。

- (1) 法定代理人
- (2) 成年後見人制度の後見人及び保佐人
- (3) 利用者本人から代理権を与えられた利用者の配偶者、子及び父母
- (4) 保証人(サービス利用時に定めた場合)

(療養記録等の開示方法等)

第6条 療養記録等の開示に関する申出手続及び提出方法については、療養記録等の開示申請書を提出するものとする。

(療養記録開示検討審査委員会の設置)

第7条 施設長の諮問に応じ、開示、部分開示、非開示等について審議するため、介護老人保健施設きなん苑療養記録開示検討審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、療養情報の検討及び開示の可否を決定する。
- 3 委員会は、利用者の情報公開に際し、きなん苑顧問弁護士と密接に連携を図るものとする。

(委員及び委員長等)

第8条 委員会の委員は、きなん苑職員のうち次の職にある者をもって構成する。

- (1) 施設長
 - (2) 副施設長
 - (3) 看護師長
 - (4) 支援相談員
- 2 委員会に委員長を置き、施設長がこれに当たるものとする。
 - 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。
 - 5 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(費用の負担)

第9条 療養記録等の複写に必要な費用は、乾式複写機による写し1枚(日本

工業規格A3版以内)につき20円に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。

2 費用は、申請者の負担とする。この場合において、支援相談員は、複写費用の負担の説明を事前に行い、申請者の同意を得るものとする。

(療養情報の提供に係る環境整備)

第10条 施設長は、療養情報の提供、療養記録等の開示に関する教育、研修の充実を図るとともに、療養記録等の記載方法及び使用語等の標準化を図るなど質の向上を目指すものとする。

(対象とする療養記録等の範囲)

第11条 療養情報の提供の対象とする療養記録等の範囲は、原則として、平成17年4月1日以降に作成された療養記録等とする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は事務課に置き、療養記録等の開示に関する事務を処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項及び今後の療養情報の提供については、委員会において適宜見直していくものとする。

附則

この要綱は、公表の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

附則(平成28年4月1日要綱第5号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則(令和2年10月19日要綱第31号)

この要綱は、告示の日から施行する。